

静岡県告示第 681 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、静岡県漁業調整規則（令和 2 年静岡県規則第 61 号）第 4 条第 7 号及び第 9 号に掲げる漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 3 年 8 月 20 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 棒受網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
あじ、さば 棒受網漁業	静岡県海面	周年	定めなし	「新トン数適用船舶」については 5 トン以上 100 トン未満、「旧トン数適用船舶」については 5 トン以上 70 トン未満(※)	静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	3
	静岡県海面（石廊崎灯台と御前崎市御前崎灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。）				千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 9 月 9 日から同年 10 月 8 日まで

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までとする。

(※)平成 3 年度及び平成 4 年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に認めた場合、「新トン数適用船舶」については総トン数 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」については総トン数 100 トン未満とする。

2 さばすくい網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
さばすくい 網漁業	静岡県海面	周年	定めなし	別記 1 の 1	静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当	3

				別記1の2	該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	3
	静岡県海面（石廊崎灯台と御前崎市御前崎灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。）			別記1の1	千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を	2
				別記1の2	当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	0

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月9日から同年10月8日まで

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

別記1 船舶の総トン数

- 1 「新トン数適用船舶」については総トン数25トン以上100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数20トン以上70トン未満(※)
- 2 「新トン数適用船舶」については総トン数5トン以上25トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数5トン以上20トン未満

(※)平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に認めた場合、「新トン数適用船舶」については総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」については総トン数100トン未満とする。